

受理官庁 GE	ジョージア国立知的財産センター (SAKPATENTI)	附属書 C GE
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	ジョージア	
国際出願の作成に用いることができる言語	英語、ジョージア語 ¹ 又はロシア語 ¹	
配列表における言語依存フリーテキストのために認められる言語	国際出願と同一の言語（英語、ジョージア語又はロシア語）； 又は、英語及びその他1つの出願言語	
願書の提出に用いることができる言語	英語、ロシア語	
紙形式について受理官庁が要求する部数	3	
受理官庁は電子形式による国際出願を認めるか？ ^{2, 3, 4}	認める。受理官庁はePCT出願による電子出願を認める。	
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか（PCT規則26の2.3）？	認める。受理官庁は当該請求に「相当な注意」及び「故意ではない」の両方の基準を適用する。	
管轄国際調査機関	オーストリア特許庁、欧州特許庁、イスラエル特許庁、 連邦知的財産局（Rospatent）（ロシア連邦）又は米国特許商標庁	
管轄国際予備審査機関	オーストリア特許庁、連邦知的財産局（Rospatent） （ロシア連邦）、欧州特許庁 ⁵ 、イスラエル特許庁 ⁶ 又は 米国特許商標庁 ⁶	

[次頁に続く]

- 1 国際出願が行われた言語が国際調査機関で認められない言語（附属書D参照）である場合、出願人は翻訳文を提出しなければならない（PCT規則12.3）。
- 2 国際出願が、実施細則第7部及び附属書Fの規定に従い、その範囲内で電子形式によって行われている場合には、国際出願手数料の総額は減額される（「受理官庁に支払うべき手数料」参照）。
- 3 国際出願に明細書と別個の部分として配列表が含まれている場合には、実施細則附属書Cに従い、すなわちWIPO標準ST.26XMLフォーマットに準拠したものを提出しなければならない。このフォーマットで配列表を提出すれば追加手数料は不要である。
- 4 関連する受理官庁の通告については、2017年6月1日付公示（PCT公報）82頁以降、及び2022年8月18日付公示（PCT公報）228頁参照。
- 5 この官庁は、国際調査を同官庁又はオーストリア特許庁が実施する（又は実施した）場合に限り管轄する。
- 6 この官庁は、国際調査を同官庁が実施する（又は実施した）場合に限り管轄する。

